

仕様書

京都市建設局みどり政策推進室

〔担当：市川、野瀬〕
〔電話：075-222-4114〕

1 業務名

標識設置業務（竹間公園）

2 目的

本業務は、竹間公園内におけるボールの利用ルールに関する標識の設置を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月10日まで

4 履行場所（別紙1参照）

京都市中京区竹屋町通間ノ町西入堀之内町619他（竹間公園）

5 業務内容（別紙2参照）

標識の設置（新設：3基、更新：2枚）

6 支払条件

業務完了後、履行場所において、業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

7 特記事項

(1) 標識のデザインについて

- ・ 標識のデザインは、発注者からの提供資料をもとに受注者において作成を行い、発注者の確認を得ること（校正は3回を想定）。
- ・ 標識のデザインの種類は、3種類とする（新設：2種類、更新：1種類）。
- ・ 更新については、既設標識の文言を変更するものとする。

(2) 費用について

- ・ 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

(3) 施工中の安全確保について

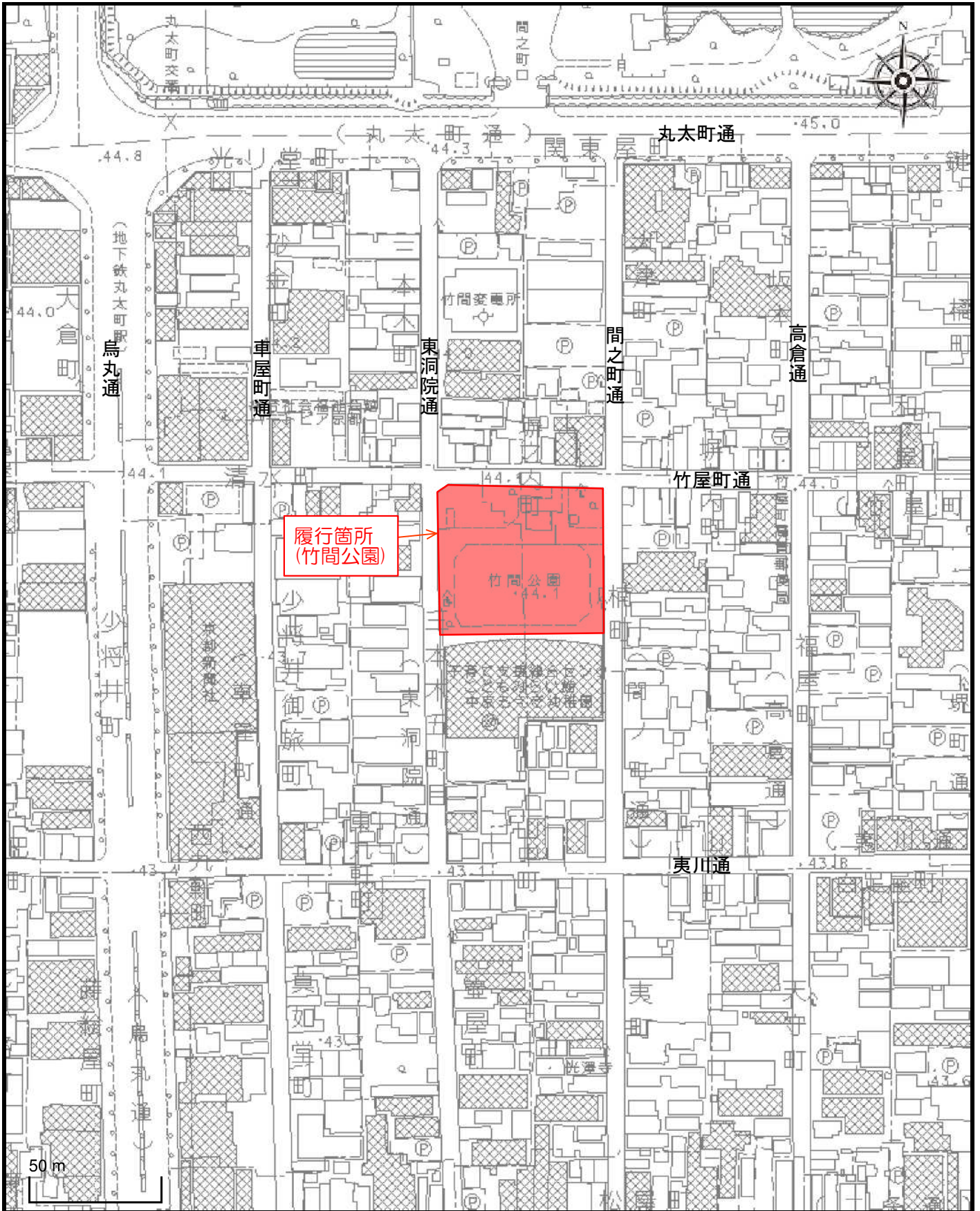
- ・ 作業に当たっては、適切な安全対策を施し、公園利用者及び近隣住民等の安全に十分配慮すること。
- ・ 公園内への車両の乗入れを必要とする場合は、別途、発注者と相談すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は、平日の午前9時から午後5時までとすること。
- ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
- ・ 事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(4) 提出書類

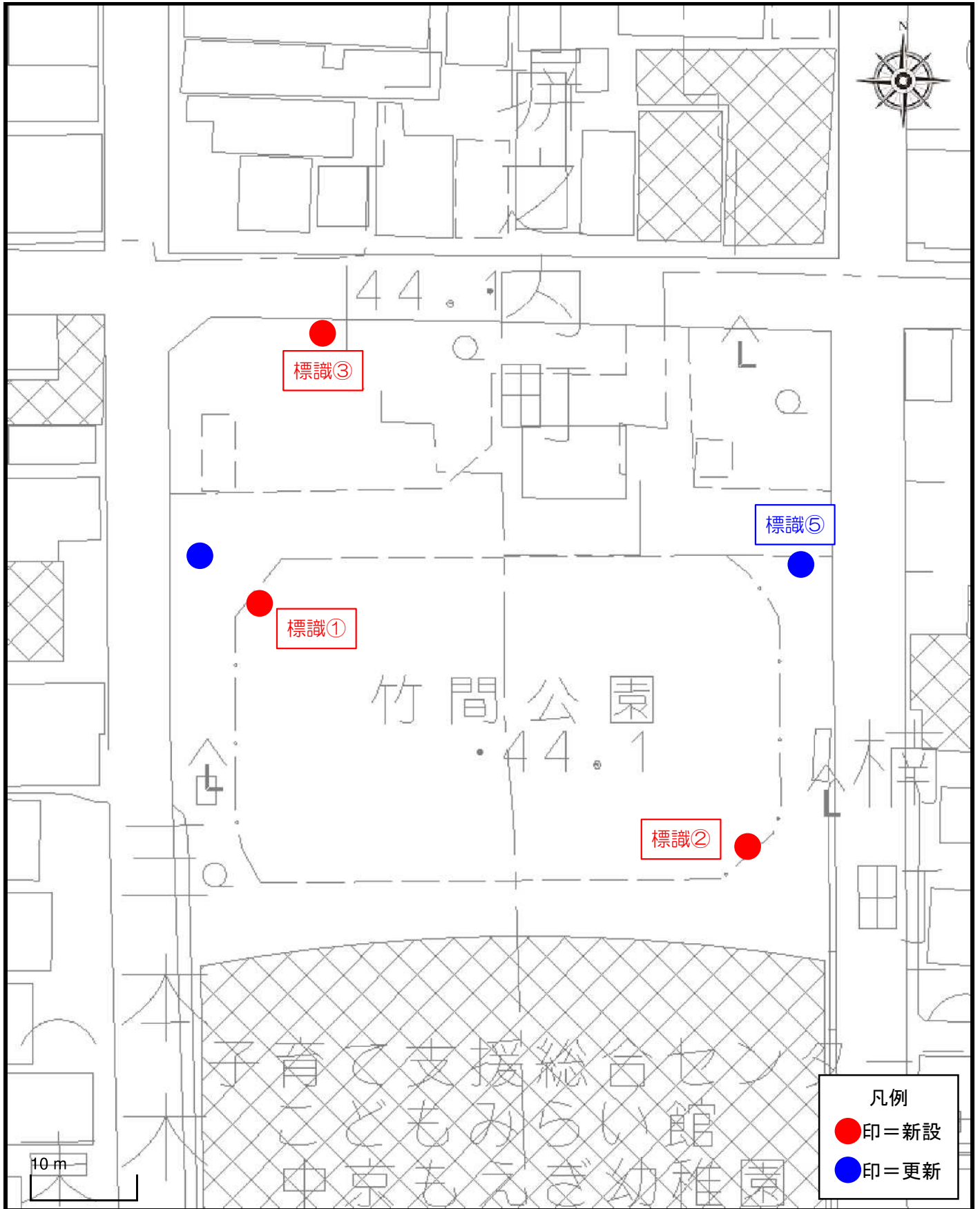
業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。

- ・ 業務完了報告書
- ・ 請求書
- ・ 作業写真（着手前、作業中、完了時を定点撮影するとともに、根入れなど不可視部分は必ず撮影すること）

箇所図



箇所図



標識①（新設）



標識②（新設）



標識③（新設）



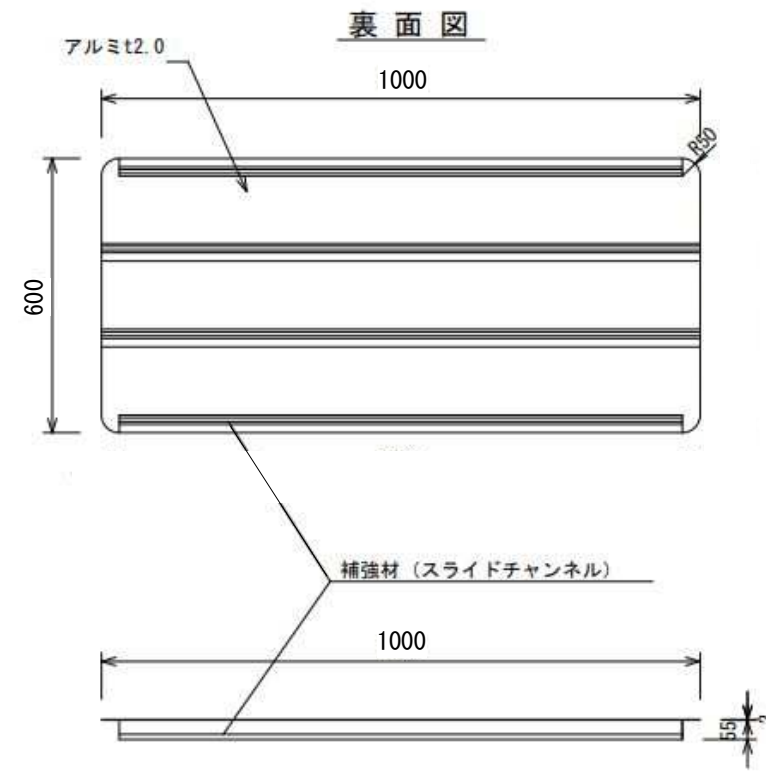
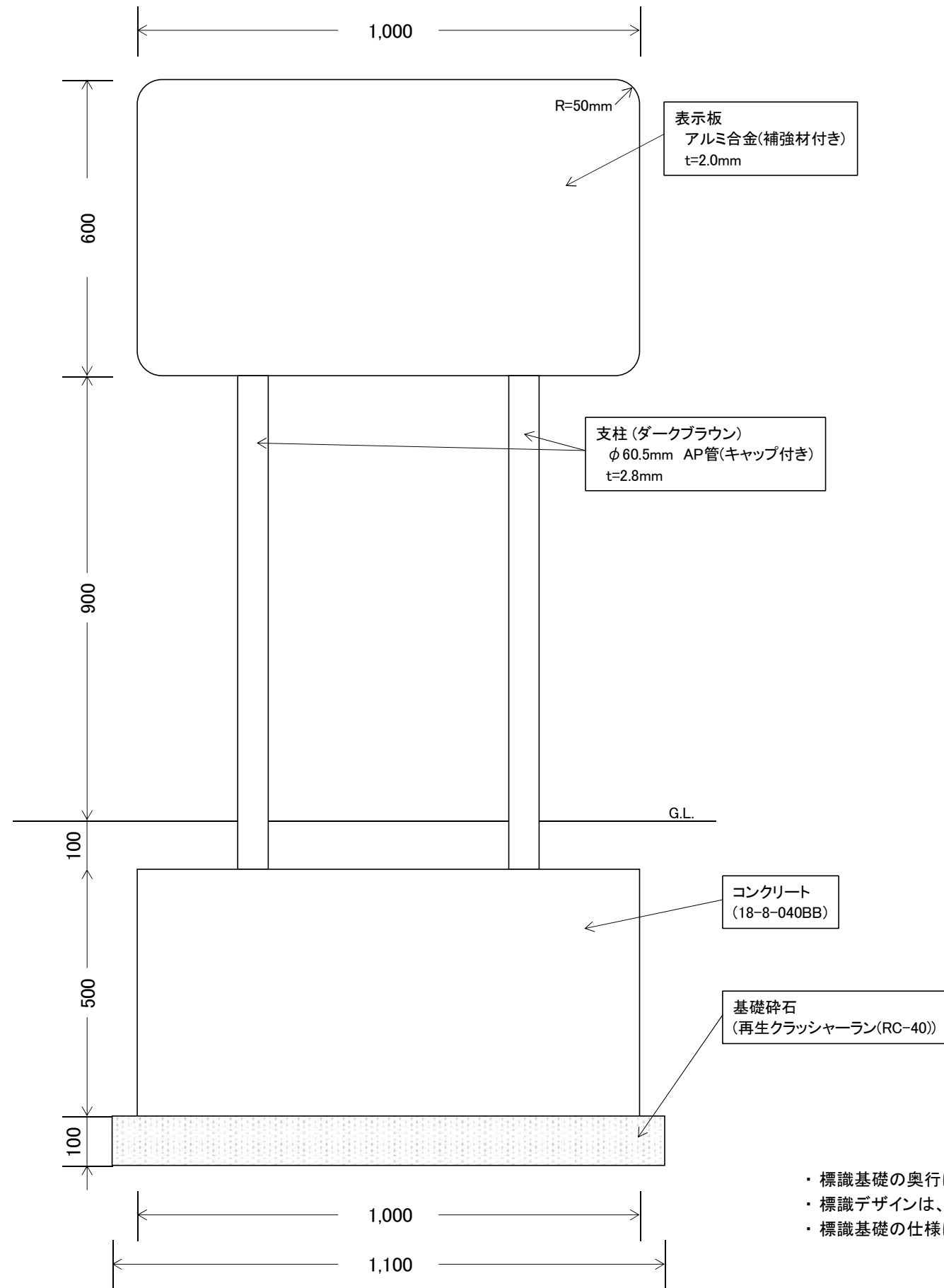
標識④（更新）



標識⑤（更新）



参考構造図(新設)

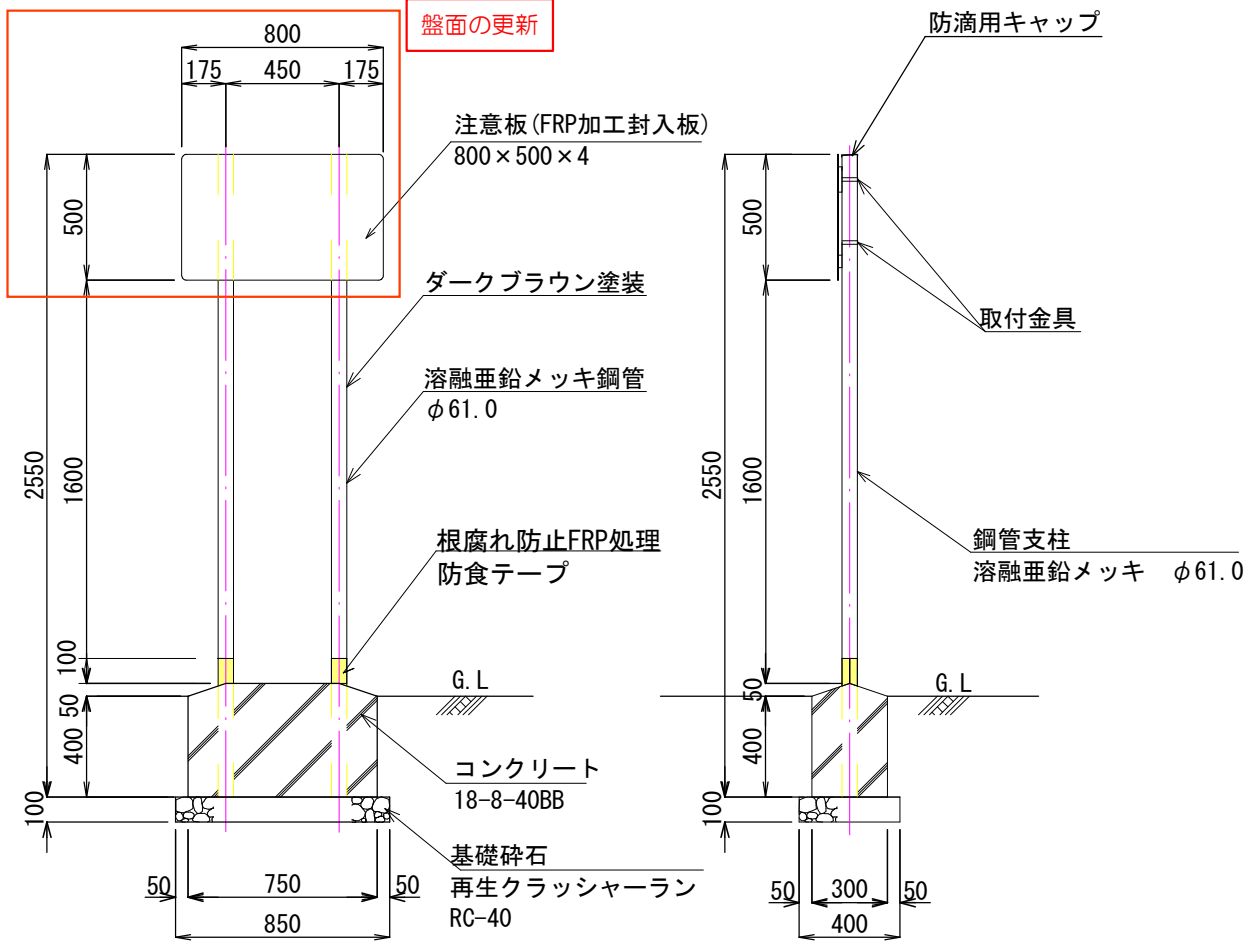


- ・ 標識基礎の奥行は、400mmとする。
- ・ 標識デザインは、本市職員と調整のうえで決定すること。
- ・ 標識基礎の仕様は、本市職員の承諾を得ること。

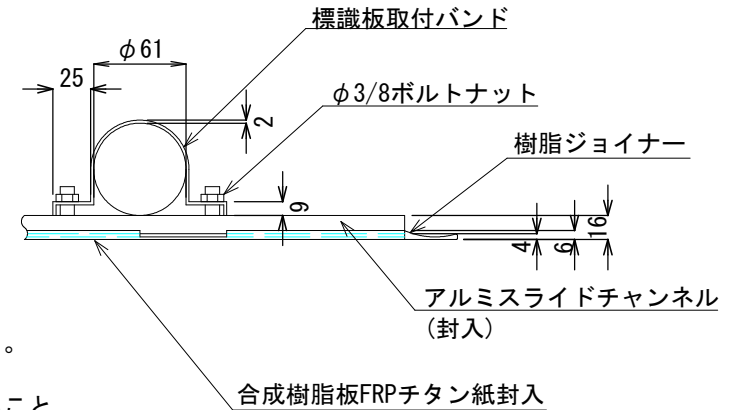
参考構造図(盤面の更新のみ)

正面図 S=1/30

側面図 S=1/30



板部断面図 S=1/10



仕様

- 文字の書体はゴシックとし、漢字にはひらがなでルビをふること。
- 下の下地色は黄色(マンセル値:色相Y、彩度4以上)とする。
なお、風致地区の場合は風致保全課の指示に従い、色を選定すること。
- 金具、突起物、基礎コンクリート等の面取りを行うこと。
- 土木みどり事務所名と電話番号は監督職員に確認すること。
- 注意板のQRコード等のデータは別途支給する。
- 具体的な表示内容については、発注者の指示に従うこと。